

1. 事業のあゆみと推移

(1) あゆみ

① 事業のあゆみ

年	月	沿	革
明治			
31	4	○ 旧海軍鎮守府設置の勅令公布、軍用水道建設工事計画策定	
	8	○ 軍用水道建設工事着手	
		○ 与保呂地内、桂川の渓流水に水源を求める。	
		桂貯水池 $V = 6,000 \text{ m}^3$	
		計画給水量 $2,000 \text{ m}^3/\text{日}$	
33	9	○ 桂貯水池完成	
34	10	○ 北吸浄水場完成	
		緩速ろ過池 2 池	
		配水池 1 池	
	11	○ 旧軍用水道（与保呂水源系統）通水開始	
38	6	○ 日露戦争による軍事拡充に合わせて、桂貯水池増強及び岸谷貯水池工事着手	
		桂貯水池 $V = 24,705 \text{ m}^3$	
		岸谷貯水池 $V = 1,500 \text{ m}^3$	
		北吸ろ過池 1 池	
		計画給水量 $6,000 \text{ m}^3/\text{日}$	
	9	○ 桂貯水池増強及び岸谷貯水池完成	
43	11	○ 北吸浄水場ろ過池 1 池増設工事着手	
45	3	○ 北吸浄水場ろ過池完成	
大正			
6	2	○ 第 1 期拡張工事着手	
		岸谷貯水池 $V = 210,000 \text{ m}^3$	
		計画給水量 $8,000 \text{ m}^3/\text{日}$	
10	6	○ 第 1 期拡張事業完了、通水開始	
		岸谷貯水池 $V = 1,500 \text{ m}^3$	廃止
昭和			
12	1	○ 元舞鶴町と日ノ出紡織株式会社との共同経営による上水道事業（岡田水源系統）着手	
		○ 舞鶴港改修が完了するなど、商工都市としての開発に合せて、水道の新設計画が審議された。	
		事業計画	
		事業認可 昭和 12 年 8 月 21 日（内務省京衛第 6 号）	
		計画給水人口 29,500 人	
		計画給水量 $9,700 \text{ m}^3/\text{日}$	内訳 一般給水 $5,900 \text{ m}^3/\text{日}$
			工場給水 $3,800 \text{ m}^3/\text{日}$

13	2	○ 岡田水源系統施設の一部完成 日ノ出紡織株式会社舞鶴人絹工場へ原水の給水開始
14	5	○ 第2期拡張事業（有路水源系統）着手 昭和12年、日支事変の勃発により、軍用施設が拡張され、給水量に不足をきたし、大規模な水源施設の必要に迫られ新たに由良川に水源を求める。 取水設備 一式 浄水場 一式（ろ過池4池、沈でん池2池） 複配水池 $V = 3,000 \text{ m}^3 \times 2 \text{ 池}$ 計画給水量 $23,000 \text{ m}^3 / \text{日}$
15	5	○ 元東舞鶴市上水道事業着手 軍港都市としての都市基盤整備上、軍用水道（有路水源第1系統）から分与を受ける計画 事業計画 事業認可 昭和15年5月27日（厚生省京衛第141号） 計画給水人口 35,000人
16	3	○ 与保呂水源系統の行永浄水場（旧海軍病院用）完成 計画給水量 $300 \text{ m}^3 / \text{日}$ ○ 北吸浄水場拡張工事完了 緩速ろ過池 2池 ○ 大波下加圧ポンプ設備、中田調整池（旧平第2海兵団用）完成 配水池 $V = 500 \text{ m}^3$
18	3	○ 岡田水源系統を旧海軍軍用水道として買収 戦時統制による資料難のため、未完成のまま旧海軍が買収
	5	○ 元舞鶴市と元東舞鶴市の合併により現在の舞鶴市が上水道設備を継承したが、資料難のため工事中止
	8	○ 第2期拡張工事事業完了、通水開始
	9	○ 大野辺配水池（西地区軍需施設用）完成 配水池 $V = 1,000 \text{ m}^3$ 1池
19	3	○ 上安加圧ポンプ所完成 西地区軍需施設の余剰水を東地区軍需工場に給水するため、加圧ポンプで複配水池に送水
20	10	○ 終戦により、軍用水道の全施設を舞鶴市が管理運営 与保呂水源系統 給水能力 $8,000 \text{ m}^3 / \text{日}$ 有路水源系統 〃 $15,000 \text{ m}^3 / \text{日}$ 岡田水源系統 〃 $9,700 \text{ m}^3 / \text{日}$
22	9	○ 水道料金の改定
23	6	○ 水道料金の改定
24	7	○ 原水に海水が浸入したため、岡田水源系統の全施設を遊休とする。
25	2	○ 配水管布設事業着手 ○ 水道料金の改定
27	1	○ 水道料金の改定

28	9	○ 旧軍港市転換法により軍用水道施設無償譲受 (昭和 28 年 9 月 22 日 契不第 186 号)
29	1	○ 水道料金の改定
32	4	○ 第 3 期拡張事業（有路水源第 2 系統）着手、岡田水源系統の活用 有路ポンプ場～岡田中継ポンプ場～上福井浄水場～榎配水池 事業計画 事業認可 昭和 32 年 7 月 3 日（厚生省京衛第 536 号） 計画給水人口 63,000 人 計画給水量 33,000 m ³ /日
		○ 大野辺配水池を有路水源系統に切替
33	3	○ 上安加圧ポンプ設備増強
	11	○ 北吸浄水急速ろ過池、大波下加圧ポンプ所、中田調整池等を廃止
34	6	○ 第 3 期拡張事業完了、通水開始
		○ 大野辺配水池廃止
	10	○ 水道料金の改定
35	4	○ 地方公営企業法適用
		○ 施設整備事業（与保呂浄水場等）着手
	7	○ 大宮簡易水道、上水道に統合
	9	○ 大江町二箇簡易水道への分水開始
		○ 由良川水利使用許可（京都府指令 3 河第 1 - 27 号）
38	4	○ 給水工事公認業者制度導入
		○ 水道料金の改定、全面計量制に移行
		○ 集金業務嘱託制度導入
39	4	○ (株)京都銀行を出納取扱金融機関に指定
	10	○ 由良川洪水対策として、特別高圧変電設備を有路ポンプ場から有路浄水場へ移設
		○ 榎配水池を無人化し、上安ポンプ所からの遠隔監視制御設備に改良
39	11	○ 与保呂浄水場施設整備完了
		○ 北吸浄水場緩速ろ過池及び行永浄水場を廃止
42	7	○ 河辺水源系統を工業用水道として完了
		○ 日本板ガラス株式会社、平地区合板 4 社へ通水開始
	8	○ 水道料金の改定
		○ 河辺川水利使用許可（京都府指令 2 河第 1 - 216 号）
	9	○ 由良川水利使用許可（建設省 41 地河第 1164 号）
43	6	○ 岡田中継ポンプ所を無人方式に改良
44	5	○ 第 4 期拡張事業（河辺水源系統）着手 事業計画 事業許可 昭和 44 年 9 月 26 日（厚生省環第 602 号） 計画給水人口 68,000 人 計画給水量 38,000 m ³ /日
	8	○ 河辺浄水場完成 工場用水道として設置した施設を改良し、河辺浄水場新設

45	9	○ 第4期拡張事業（二箇水源系統）着手 建設省の補償工事として、二箇取水場の建設着手
	10	○ 河辺川水利使用変更許可（京都府指令4河第1-64号）
	10	○ 第4期拡張事業完了
		○ 由良川水利使用変更許可（建設省近地河整発第40号） ○ 第5期拡張事業（由良川水源系統）認可 事業計画 事業認可 昭和45年11月10日（厚生省環第708号） 計画給水人口 85,000人 計画給水量 71,000 m ³ /日
46	11	○ 由良川水源系統導水管布設工事開始
	4	○ 検針業務を委託、隔月検針の実施
	6	○ 水道料金調定業務を電算委託（調定）
47	7	○ 岡田中継ポンプ所廃止
48	4	○ 水道料金の改定
49	2	○ 河辺川水利使用許可更新（京都府指令9河第1-38号）
	5	○ 榎配水池、上福井浄水場から遠隔監視制御設備に改良
	6	○ 城屋（高区）配水池完成
50	7	○ 第5期拡張事業、上福井浄水場第1次分（浄水場30,000 m ³ /日）完成、通水開始
		○ 有路第2系の全施設を廃止
	3	○ 上福井浄水場排水処理設備完成
		○ 上安ポンプ所廃止
51	8	○ 水道料金の改定
	3	○ 二箇取水場受変電設備完成（特別高圧変電設備を有路浄水場から移設）
		○ 二箇取水場、上福井浄水場からの遠隔監視制御設備に改良
	4	○ 水道料金の改定
54	2	○ 河辺川水利使用許可更新（京都府指令4河第11-1号）
55	3	○ 由良川水利使用許可更新（建近水第69号）
57	8	○ 第5期拡張事業の変更（鹿原簡易水道上水道に統合、八雲無水源簡易水道新設）認可 事業計画 事業認可 昭和57年8月16日（厚生省環第446号） 計画給水人口 100,000人 計画給水量 71,000 m ³ /日
	9	○ 給水引込管の配管材料にステンレス管を採用
	12	○ 大江町二箇簡易水道への分水解除
		○ 鹿原簡易水道を上水道に統合、通水開始
58	1	○ 鹿原簡易水道を上水道に統合、通水開始
	7	○ 有路浄水場休止
	8	○ 八雲無水源簡易水道完成、通水開始
	10	○ 第5期拡張事業第2次分上福井浄水場増設工事着手

59	3	○ ダクタイル鑄鉄異径管に内面エポキシ樹脂粉体塗装を採用
	8	○ 由良川水源系統導水管布設工事完了
	10	○ 上福井浄水場増設工事着手
	11	○ 水道事業年報発刊
60	3	○ 水道料金収納事務電算化（調定、収納、消込）
	4	○ 上福井浄水場沈殿ろ過池躯体築造工事完了
	5	○ 河辺川水利使用許可更新（京都府指令 60 河第 11 - 88 号）
	5	○ 水道料金毎月徴収から隔月徴収に移行
61	3	○ 与保呂水源桂貯水池が近代水道百選に選定される
	3	○ 中区配水池完成
		○ 上福井浄水場 浄水施設 15,000 m ³ 工事完了（2 次分 1/2 系列）により 浄水能力 45,000 m ³ /日
		○ 上福井浄水場管理棟増築工事完了（発電機、水質試験室他）
62		○ 有路取水場取水口改造工事完了
	12	○ 上福井浄水場他監視制御設備工事着手
	3	○ 二箇水源系統第 1 サージタンク改良工事完了
	4	○ ダクタイル鑄鉄管 φ 200 以上 K 型継手管採用
63	3	○ 上福井浄水場他監視制御設備完成
		○ 上福井浄水場 浄水施設 15,000 m ³ 工場完了（2 次分 2/2 系列）により 浄水能力 60,000 m ³ /日
平成 元	3	○ 第 5 期拡張事業の変更（水間下、蒲江上、蒲江下、女布簡易水道、上水道に統合、 八雲、神崎無水源簡易水道新設）認可 事業計画 事業認可 平成元年 3 月 28 日（厚生省生衛第 271 号） 計画給水人口 100,000 人 計画給水量 71,000 m ³ /日
	2	3 ○ 河辺川水利使用許可更新（京都府指令 2 河第 11 - 70 号）
	4	○ 水道料金調定、収納システム導入により独自処理（調定、収納、消込、帳簿作成）
	3	3 ○ 由良川水利使用許可更新（建近水第 116 号）
4	4	○ 女布簡易水道、上水道に統合、通水開始
		○ ダクタイル鑄鉄管全口径 K 型継手管採用
		○ 会計事務処理電算（OA）化
	3	○ 八雲、神崎無水源簡易水道完成、通水開始
5	3	○ 万願寺、今田無水源簡易水道完成、通水開始
6	3	○ 由良川取水計画の検討
	4	○ 工事費積算システムを導入
	9	○ 京都府下 26 市町で水道災害相互応援に関する覚書を結ぶ
	7	1 ○ 阪神・淡路大震災への支援を行う（給水、復旧）
7	3	○ 河辺川水利使用許可更新（京都府指令 7 河第 11 - 32 号）
	7	○ 水道料金・下水道使用料の調定、収納業務一本化

8	8	○ 与保呂大滝が水源の森百選に選定される（林野庁）
	12	○ 郵便局を収納取扱金融機関に指定
9	4	○ 郵便局を口座振替取扱金融機関に指定
		○ 水道未普及地域の解消計画推進のため、地元負担軽減策がスタート
10	7	○ 直結式による給水装置の配管材料にステンレス管を採用
	10	○ 給水装置資材、国の性能基準品適用（規制緩和）
12	3	○ 堂奥無水源簡易水道完成、通水開始
	4	○ 給水装置工事業者を公認業者制度から指定店制度へ移行（国の指定基準適用）
12	12	○ 第6期拡張事業（池内、城屋、天台簡易水道を上水道に統合、平、赤野、河辺中、西屋、室牛、登尾、吉坂、多門院地区の水道未普及地域の解消）認可事業計画
		事業認可 平成10年12月22日（厚生省収生衛第1479号）
12		計画給水人口 90,000人
		計画給水量 71,000 m ³ /日
12	3	○ 河辺川水利使用許可更新（京都府舞鶴土木事務所指令2舞土第2-609号）
	4	○ マッピングシステム導入
13	6	○ 水道だより創刊
	7	○ 検針業務にハンディターミナルを導入
13	10	○ 大連市へ水道技術交流調査団（3名）を派遣
	11	○ 由良川水利使用許可更新（建近水第95号）
13	12	○ 天台配水池（V=1,000 m ³ ）完成、通水開始
	3	○ 吉坂水道未普及地域解消事業完了、通水開始
14		○ 桂貯水池堰堤が京都府指定有形文化財に指定される
	3	○ 大連市水道技術交流代表団（4名）が来鶴
14		○ 平、赤野水道未普及地域解消事業完了、通水開始
	5	○ 大連市との水道技術交流意向書に調印（大連市における友好都市20周年記念式典において両市長立会のもと）
15	10	○ 大連市との水道技術交流で、研修生1名を受け入れ（1ヶ月間）
	11	○ 大連市へ友好訪問団（4名）を派遣
15	2	○ 多門院水道未普及地域解消事業完了、通水開始
	4	○ ダクタイル铸铁管φ250～φ400にNS型継手管採用
15		○ 配水管路図デジタル化
		○ 専任の水道事業管理者が就任
15	5	○ 朝来配水池（V=1,000 m ³ ）通水開始
	6	○ 3階直結直圧給水の実施（東・西地区市街地の一部）
15		○ 給水装置工事の施工業者による自主検査の実施
	10	○ 登尾水道未普及地域解消事業完了、通水開始
16		○ 大連市水道技術交流で研修生4名が来鶴
	12	○ 舞鶴旧鎮守府水道施設（与保呂、北吸）が国の重要文化財に指定される
16	3	○ 有路取水ポンプ1台更新
	8	○ 由良川塩水遡上対策として有路取水口上流の州に仮設導水路設置の許可を得る

17	10	○ 台風 23 号の影響による停電のため、二箇取水場のポンプが停止し取水不能となり、23,300 戸が延べ 2 日間断水。このため日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書に基づき、支部会員事業体及び自衛隊に給水支援を受ける
	11	○ 大連市水道技術交流で研修生 4 名が来鶴
	3	○ 与保呂浄水場管理棟耐震補強工事完了
	4	○ 河辺水利利用許可更新（京都府中丹東土木事務所指令 7 中東土第 14 号の 933）
18		○ 水質検査計画スタート
		○ ダクタイル鑄鉄管全口径にポリエチレンスリーブを採用
	5	○ 水道事業懇話会の開催開始
	2	○ 簡易水道整備の技術支援のため大連市に技術職員を派遣
19	4	○ 水道料金の改定
	5	○ 河辺水道未普及地域解消事業完了、通水開始
		○ 大連市水道関係者 5 名が、簡易水道施設を視察するために来鶴
	9	○ 有路補助取水場における水利使用変更許可（15,000 m ³ /日→66,000 m ³ /日）
20	10	○ 「まいづるの水 東郷源水」販売開始
	2	○ マッピングシステム更新（給水管情報と配水管情報を統合）
	3	○ 簡易水道整備の技術支援のため大連市に技術職員を派遣
	5	○ 二箇取水場に魚をセンサーとした水質連続監視装置を設置
21	6	○ 水道部公式ホームページの開設
		○ 大連市水道関係者 9 名が簡易水道施設を視察するため来鶴
	7	○ 北九州市が行う研修受入事業で来日したカンボジア国水道関係者 2 名が塩素ガス取扱研修のため来鶴
	1	○ 料金システム更新
22	3	○ 事業変更届出の受理 事業の譲受け（八雲簡易水道を上水道に統合） 事業計画 届出受理 平成 20 年 3 月 31 日（健水収第 0331001 号） 計画給水人口 90,700 人 計画給水量 71,242 m ³ /日 軽微な変更（河辺原、河辺由里、栃尾簡易水道を上水道に統合） 届出受理 平成 20 年 3 月 31 日（健水収第 0331002 号）
	4	○ 漏水減免制度開始
	6	○ 3 階直圧給水区域拡大（野村寺、高野由里、天台、朝来中他地区を追加） ○ 料金滞納による給水停止を開始
	7	○ 前年に引き続きカンボジア国水道関係者 2 名が塩素ガス取扱研修のため来鶴
23	4	○ 簡易水道負担金の変更、軽減
		○ 有路補助取水施設完成
	7	○ カンボジア国水道関係者 4 名が塩素ガス取扱研修のため来鶴
	3	○ 「舞鶴市水道ビジョン」「舞鶴市簡易水道統合計画書」作成
24		○ 河辺川水利使用許可更新（京都府中丹東土木事務所指令 2 中東土第 11 号の 445）
		○ 上水道料金のコンビニ収納開始

23	4	○ 由良川水利使用許可更新（21 国近整水第 401 号）
	3	○ 榎配水池更新工事完了、通水開始
		○ 東日本大震災への支援を行う（応急給水）
		○ 事業変更届出の受理 軽微な変更（水道未普及地域解消事業（大山）） （田井、成生、野原、吉田、青井、白杉、上根寺田、岸谷簡易水道を上水道に統合） （大君、白滝飲料水供給事業を上水道に統合） 届出受理 平成 23 年 3 月 18 日（健水収 0318 第 4 号） 計画給水人口 90,700 人 計画給水量 71,242 m ³ /日
24	7	○ 大波隧道配水池完成、通水開始
	4	○ 榎配水池工事竣工式
25	12	○ 由良川水利使用許可更新（国近整水第 172 号）
	3	○ 給水装置工事設計施工基準の全面改定
		○ 配水管更新整備計画策定
	4	○ ダグタイル鋳鉄管 G X 形継手管採用
26	9	○ 二箇取水場電気棟の完成
		○ 台風 18 号により岡田由里地区、岡田下地域の簡易水道施設が影響を受け約 1 日断水発生。391 世帯の水道使用料を減免。
	11	○ 天台浄水場廃止（上福井系統へ切替）
	3	○ 「まいづるの水 東郷源水」製造販売終了
27	4	○ 大山水道未普及地域解消事業完了、通水開始
		○ 岡田中地区における簡易水道施設統合の完了
	1	○ 二箇取水場ポンプ更新（2 台）
	3	○ 「舞鶴市水道ビジョン」改訂（平成 27 年度～平成 31 年度）
28		○ 料金システムの更新
		○ 水理解析ソフト導入
	4	○ 計画洗管開始
	8	○ 舞鶴市水道事業審議会の設置
29	4	○ 4 月 1 日付で水道部と下水道部が組織統合し、上下水道部が発足
		○ 吉田・青井・白杉簡易水道を上水道に施設統合
		○ 大君飲料水供給施設を上水道に施設統合
	10	○ 東大浦地区の田井簡易水道を上水道に施設統合
29		○ 水道料金の改定（平均改定率 11.2%）
	4	○ 舞鶴市水道事業審議会の廃止
		○ 舞鶴市上下水道事業審議会の設置
		○ 事業変更届出の受理 軽微な変更（瀬崎、大丹生千歳、丸山、佐波賀、岡田中、岡田下、八戸地、地頭、岡田由里、真倉、桑飼簡易水道を上水道に統合） 届出受理 平成 29 年 4 月 17 日（生食水収 0417 第 13 号）

		計画給水人口	90,700 人
		計画給水量	71,242 m ³ /日
30	3	○ 成生・野原・上根寺田・岸谷簡易水道を上水道に施設統合	
	4	○ 白滝飲料水供給施設を上水道に施設統合	
	3	○ 統合整備事業完了	
	4	○ 瀬崎、大丹生千歳、丸山、佐波賀、岡田中、岡田下、八戸地、地頭、岡田由里、真倉、桑飼簡易水道を上水道に経営統合	
		○ 簡易水道を上水道に統合（平成 30 年 3 月 31 日に簡易水道会計を閉鎖し、平成 30 年 4 月 1 日に水道事業会計へ統合）	
	10	○ 開栓および閉栓手数料の有料化	
31	2	○ 池内加圧ポンプ所完成	
		○ 池内浄水場廃止（上福井系統へ切替）	
	3	○ 和江浄水場廃止（上福井系統へ切替）	
	10	○ 指定給水装置工事事業者の更新制度導入	
令和 元 2	2	○ 舞鶴市浄水場等操業業務委託契約締結（業務期間：令和 2 年 4 月～令和 6 年 3 月）	
	3	○ 上福井浄水場管理センター更新事業完了（平成 24 年度～令和元年度）	
		○ 「舞鶴市新水道ビジョン」策定（令和 2 年度～令和 11 年度）	
		○ 「舞鶴市水道事業経営戦略」策定（令和 2 年度～令和 11 年度）	
		○ 窓口業務委託契約締結（令和 2 年 4 月～令和 6 年 3 月）	
	4	○ 水道料金の改定（平均改定率 4.8%）	
	12	○ 城屋浄水場廃止（上福井系統へ切替）旧浄水場施設を活用し城屋ポンプ所に変更	
	3	○ 由良川水利使用許可更新（国近整水第 31 号）	
	6	○ 舞鶴市管工事共同組合の設立	
	10	○ 和歌山県水管橋崩落事故に伴う応急給水活動のため和歌山市に職員派遣	
4	4	○ 経営企画課にお客様サービス課を統合	
	11	○ 日本水道協会京都府支部の防災訓練を舞鶴市で初開催（府内 24 事業体に参加）	
6	1	○ 能登半島地震に伴う応急給水活動のため能登町に職員派遣（同年 3 月にも派遣）	

② 水道管使用材料および工法のあゆみ

年	月	分類	内 容
昭和			
42	8	材料	ダクタイル鋳鉄管_A形継手管採用
44	—	材料	ビニルφ100布設実績
46	—	材料	石綿セメント管使用停止
	—	工法	管更生工事(内面エポキシ塗装)採用
58	4	材料	ソフトシール仕切弁採用
	10	材料	ダクタイル鋳鉄管_異形管に内面エポキシ粉体塗装採用
	—	材料	消火栓に補修弁設置採用
	—	材料	ステンレス管φ50以下 配水管に採用
	—	工法	管更生工事(ホースライニング)採用
61	11	材料	ツープートバルブ採用
62	4	材料	ダクタイル鋳鉄管φ200以上 K形継手管採用
	—	材料	ダクタイル鋳鉄管φ50 T形継手管採用
	—	材料	ダクタイル鋳鉄管φ150以下 T形継手管併用
	—	材料	ダクタイル鋳鉄管φ250 SⅡ形継手管採用
63	1	工法	管更生工事(モルタルライニング)採用
	11	工法	管更生工事(EXライニング)採用
平成			
元	10	材料	ダクタイル鋳鉄管φ200 T形継手管採用
	—	材料	エアリス空気弁採用
3	3	材料	ビニル管 RR継手管採用
	4	材料	ダクタイル鋳鉄管 K形継手管採用
	—	材料	φ25トレンにユニバーサル止水栓採用
5	4	材料	ソフトシールパタフライ弁採用
8	7	材料	給水装置_配管材料にステンレス管採用
9	4	材料	防食制御T頭ボルト採用
15	4	材料	ダクタイル鋳鉄管φ250～φ400 NS形継手管採用
	—	材料	ステンレスフレキ配水管採用
17	4	材料	ポリエチレンスリーブ採用
	—	材料	ダクタイル鋳鉄管φ50 T形継手管使用停止
18	1	工法	管更生工事(EXライニング)使用停止
24	—	材料	高耐食ボルトナット採用
24	—	材料	小口径バルブに青銅製仕切弁採用
25	4	材料	ダクタイル鋳鉄管φ300以下_GX形継手管採用
26	—	材料	GF-RFフランジ 接合材、LSPパッキン併記の標準化
	—	材料	DIP-GX形継手管φ400採用
27	9	工法	φ40, 50サドル付分水栓採用
29	4	材料	配水用ポリエチレン管φ50以下 採用
令和			
2	4	材料	配水用ポリエチレン管φ150以下 条件付採用
5	7	材料	ダクタイル鋳鉄管_内面エポキシ粉体塗装採用(以前はモルタルライニング併用)

R6.3時点

(2) 事業の推移と認可

区分	内容	水源系統	工期	事業費	事業計画	創設名(事業者)	備考
創設		与保呂水源	明治31年8月 明治34年10月	軍用水道のため不明	軍用水道のため不明 計画給水量 2,000m ³ /日	旧海軍鎮守府	桂貯水池容量 導水管 北吸浄水場 緩速ろ過池 配水池 6,000m ³ φ175 L=9,600m 2池 V=2,400m ³ 1池
増強事業		"	明治38年6月 明治45年3月	"	軍用水道のため不明 計画給水量 6,000m ³ /日	"	桂貯水池嵩上げ 岸谷貯水池 北吸浄水場ろ過池 V=24,705m ³ V=1,500m ³ 1池
第1期拡張事業		"	大正6年2月 大正10年6月	"	軍用水道のため不明 計画給水量 8,000m ³ /日	"	岸谷貯水池 岸谷貯水池 導水管 連絡管 配水池(北吸) V=210,000m ³ V=1,500m ³ 廃止 φ350(布設替) L=1,000m V=2,460m ³ 1池
元舞鶴町 日ノ出紡織株式会社 創設		岡田水源	昭和12年1月 昭和13年2月	軍買収金 (昭和18年3月) 1,543,808円86銭	事業認可(内務省京衛第6号) 昭和12年8月21日 計画給水量 29,500人 計画給水量 9,700m ³ /日	元舞鶴町 日ノ出紡織株式会社 (共同経営)	集水埋きよ 取水ポンプ 導水管 送配水管 配水管 加圧ポンプ所 沈でん池 圧力式急速ろ過池 連絡管 φ600 L=7,730m φ500~φ400 L=6,986m V=1,000m ³ 1池
第2期拡張事業		有路水源	昭和14年5月 昭和18年8月	軍用水道のため不明	軍用水道のため不明 計画給水量 15,000m ³ /日	旧海軍鎮守府	集水埋きよ取水塔 取水ポンプ 気曝沈でん設備 急速ろ過池 大波下加圧ポンプ所 送水管 φ550 L=20,100m V=3,000m ³ ×2池
旧軍用水道より 分水事業		"	昭和15年5月 昭和18年5月 (工事中止)			元東舞鶴市	軍用水道より分水 配水池 配水管布設 (戦時統制による資材入手難のため中止)
旧軍用水道 舞鶴市へ移管		与保呂水源 有路水源 岡田水源	昭和20年10月	(終戦により軍用水道の全施設を舞鶴市が管理運営)			
旧軍用水道 舞鶴市へ無償譲渡		与保呂水源 有路水源 岡田水源	昭和28年9月	(旧軍港市転換法により軍用水道施設無償譲受)			

区分	内容	水源系統	工期	事業費	事業計画	創設名(事業者)	備考
配水管布設事業 (未給水対策)	与保呂水源 有路水源	与保呂水源 有路水源	昭和25年 ゝ 昭和32年3月	800,000千円	市民の生活用水として 給水計画	舞鶴市	配水管計画布設 L=23,813m 配水管延長 L=97,787m 本計画布設 L=23,827m 元舞鶴市・元東舞鶴市布設 L=38,326m 旧海軍布設 L=35,644m
			昭和32年4月 ゝ 昭和34年6月	133,420千円	事業認可(厚生省京衛第536号) 昭和32年7月3日 計画給水人口 63,000人 計画給水量 33,000m ³ /日	〃	集水埋きよ(増設) 導水管 L=13,273m(内7,728m既設) 1池 急速沈でん池 4池 急速ろ過池 V=1,000m ³ ×2池 配水池
			昭和35年4月 ゝ 昭和39年11月	45,540千円	施設整備5か年 (逐年実施)	舞鶴市	与保呂浄水場新設(北吸浄水場廃止) 有路受変電設備移設 取水ポンプ所 集中管理室 急速ろ過装置 配水池 改築 整備
第4期拡張事業		河辺水源 二箇水源	昭和44年5月 ゝ 昭和45年10月	13,270千円	事業認可(厚生省環第602号) 昭和44年9月26日 計画給水人口 68,000人 計画給水量 38,000m ³ /日	〃	給水区域拡張 取水ポンプ 2台 導水管 φ250 L=454m 配水管 V=450m ³ 1池 滅菌設備 1式 急速ろ過池 1池 二箇取水場施設 1式 取水能力66,000m ³ /日
第5期拡張事業		由良川水源 (有路系統統合)	昭和45年12月 ゝ 昭和63年3月	12,344,600千円	事業認可(厚生省環第708号) 昭和45年11月10日 計画給水人口 85,000人 計画給水量 71,000m ³ /日	〃	給水区域拡張 ○堂奥、田中町、田中、安岡、小倉、鹿原、与保呂、京月町、 吉野、白屋、白屋町、京田、七日市、公文名、万願寺、今田、 清道、天台、清美ヶ丘、高野由里、城屋、野村寺、女布 取水門 3門 取水ポンプ 4台 導水管 φ800 L=9,655m 取水・送水操業遠方監視 制御方式浄水設備 1式 配水池 V=3,500m ³ ×2池 V=3,500m ³ ×1池 V=3,000m ³ ×2池 V=3,000m ³ ×1池 φ800～75 L=71,260m φ800 L=9,396m
第5期拡張 事業の変更		〃	昭和57年8月 ゝ 平成8年3月		事業認可(厚生省環第446号) 昭和57年8月16日 計画給水人口 100,000人 計画給水量 71,000m ³ /日	〃	給水区域拡張 ○八雲無水源(三日市、上東、下東) ○鹿原簡易水道上水に統合

区分	内容	水源系統	工期	事業費	事業計画	創設名(事業者)	備考
"		"	平成元年4月 ┌ 平成10年3月		事業認可(厚生省環第271号) 平成元年3月28日 計画給水人口 100,000人 計画給水量 71,000m ³ /日	"	給水区域拡張 ○八雲・神崎無水源(中山、水間、蒲江、油江、東神崎、西神崎) ○水間下、蒲江上、蒲江下、女布簡易水道を上水道に統合
			平成11年4月 ┌ 平成25年3月	(予算額) 9,093,700千円	事業認可(厚生省取生衛第1479号) 平成10年12月22日 計画給水人口 90,000人 計画給水量 71,000m ³ /日		給水区域拡張 ○水道未普及地域解消事業(平、赤野、河辺中、西屋、宝牛、登尾、吉坂、多門院) ○池内、城屋、天台簡易水道を上水道に統合
"	第6期拡張事業	天台水源 城屋水源 池内水源	平成19年4月 ┌ 平成28年3月	(予算額) 12,066,000千円	事業変更届出の受理 (事業の譲り受け、健水収第0331001号) 平成20年3月31日 計画給水人口 90,700人 計画給水量 71,242m ³ /日	"	給水区域拡張 ○八雲簡易水道を上水道に統合 ○河辺原、河辺由里、栢尾簡易水道を上水道に統合
			平成22年4月 ┌ 平成30年3月	(予算額) 13,539,000千円	事業変更届出の受理 (軽微な変更、健水収0318第4号) 平成23年3月18日 計画給水人口 90,700人 計画給水量 71,242m ³ /日		給水区域拡張 ○水道未普及地域解消事業(大山) ○田井、成生、野原、吉田、青井、白杉、上根寺田、岸谷簡易水道を上水道に統合 ○大君、白滝飲料水供給施設を上水道に統合
簡易水道統合事業		—	平成22年4月 ┌ 平成30年3月	—	事業変更届出の受理 (軽微な変更、生食水収0417第13号) 平成29年4月17日 計画給水人口 90,700人 計画給水量 71,242m ³ /日	"	給水区域拡張(経営統合) ○瀬崎、大丹生千歳、丸山、佐波賀、岡田中、岡田下、八戸地、地頭、岡田由里、真倉、桑飼簡易水道を上水道に統合

(3) 水利使用許可の推移

1 由良川水系由良川（1級河川）

年	許可取水量		内 容	許可番号	許可年月日
	最大取水量 m ³ /S	1日最大取水量 m ³ /日			
昭和 35	0.308	26,600	新規に水利使用許可を取得	京都府指令3河第1-27号	昭和 35. 9. 5
42	0.371	32,000	水需要の増加に対処するため、水利使用水量を変更	建設省41地河第1164号	42. 9. 14
45			由良川河川改修により有路取水場の取水施設が支障となり建設省の指示により、二箇取水場へ取水位置を変更	近地専河発第2号	45. 1. 29
45	0.764	66,000	水需要の増加に対処するため、水利使用水量を変更	建設省近地河政発第40号	45. 11. 9
55	0.764	66,000	本取水口の塩水遡上に対処するため補助取水口からの取水について水利使用を変更	建近水第69号	55. 3. 31
62			有路取水場の旧取水施設の除却	61建近水第423号	62. 2. 12
平成 3	0.764	66,000	期間更新(導水管φ800系統の河川占用について整理)	建近水第116号	平成 3. 3. 30
12	0.764	66,000	期間更新(予備導水管を、水利使用施設として追加・水利使用規制の変更)	建近水第95号	12. 11. 2
18	0.764	66,000	本取水口の塩水遡上に対処するため補助取水口からの取水について水利使用を変更	国近整水第54号	18. 9. 26
22	0.764	66,000	期間更新	21国近整水第401号	22. 4. 30
24	0.764	66,000	取水ポンプ2台と電磁流量計1台の更新	国近整水第172号	24. 12. 27
令和 3	0.764	66,000	期間更新	国近整水第31号	令和 3. 3. 1

※ 補助取水口の許可取水量は0.764m³/S（66,000m³/日）。但し本取水口からの取水が0.764m³/Sに満たない場合に限り、その満たない範囲内において取水することができる。

本取水口（二箇取水場） 福知山市大江町二箇小字狭迫258番地先（右岸17.0km＋180m）

補助取水口（有路補助取水場） 福知山市大江町二箇小字狭迫下嶋2215番の3地先（右岸19.8km＋37m）

2 河辺川水系河辺川（2級河川）

年	許可取水量		内 容	許可番号	許可年月日
	最大取水量 m ³ /S	1日最大取水量 m ³ /日			
昭和 42	0.0284	2,450	工業用水道として平地区合板団地、日本板硝子舞鶴工場に給水するため新規に水利使用許可を取得（沈澱処理水で給水）	京都府指令2河第1-216号	昭和 42. 8. 8
44	0.0614	5,300	上水道の水需要に対処するため水利使用水量を変更河辺浄水場ろ過施設、減菌施設新設	京都府指令4河第1-64号	44. 10. 23
49	0.062	5,300	期間更新	京都府指令9河第1-38	49. 2. 14
54	0.062	5,300	期間更新	京都府指令4河第11-1	54. 2. 20
60	0.062	5,300	期間更新	京都府指令60河第11-88	60. 3. 30
平成 2	0.062	5,300	期間更新	京都府指令2河第11-32	平成 2. 3. 30
7	0.062	5,300	期間更新	京都府指令7河第11-32	7. 3. 27
12	0.062	5,300	期間更新	京都府舞鶴土木事務所 指令2舞土第2-609号	12. 3. 31
17	0.062	5,300	期間更新	京都府中丹東土木事務所 指令7中東土第14号の933	17. 4. 1
22	0.062	5,300	期間更新	京都府中丹東土木事務所 指令2中東土第11号の445	22. 3. 29
27	0.062	5,300	期間更新	京都府中丹東土木事務所 指令7中東土第11号の772	27. 3. 31
31	0.062	5,300	期間更新	京都府中丹東土木事務所 指令1中東土管第11号の321	31. 2. 25
令和 6	0.062	5,300	期間更新	京都府中丹東土木事務所 指令1中東土管第11号の237	6. 1. 31

取水口 舞鶴市字中田小字川向310番地の5地先

(4)小規模浄水場の変遷

[illegible]

